

令和8年度夏休みチャレンジ「宍粟の発酵ごはんを調べよう🔍」実施要領

1 目的

「日本酒発祥の地・発酵のふるさと宍粟」ならではの取組として、市内小学生（5・6年生）及び中学生が「地域や各家庭で親しまれている発酵食レシピ」の作り方や由来について調べることで、地域の発酵文化や食への関心を高め、郷土愛の醸成や発酵文化の継承及び食育の推進を図ることを目的とする。

2 主催と共催

主催：宍粟市発酵のまちづくり推進協議会（事務局：宍粟市役所 地域創生課）

共催：山崎学校給食センター、一宮波賀学校給食センター、ちくさ学校給食センター

3 発酵食の定義

本要領における「発酵食」とは、微生物の働きによって食材の性質が変化した食品のことで、次にあげるものなどとする。

味噌、醤油、酢、麴、酒粕、漬物（製造に発酵過程のあるもの）、納豆、甘酒、ヨーグルト、チーズ、日本酒、ワインなど。

4 募集内容

- （1）発酵食を使用した料理（発酵ご飯）の材料とその作り方
- （2）料理の由来やエピソード等、発酵食を使用した料理について調べたこと

5 応募資格

宍粟市内の小学5・6年生及び中学生

6 応募方法

所定の応募用紙に必要事項を記入のうえ提出

7 提出先と提出期限

- （1）各学校を通じて、宍粟市発酵のまちづくり推進協議会事務局に提出
《宍粟市発酵のまちづくり推進協議会 事務局》
〒671-2593 宍粟市山崎町中広瀬 133-6 宍粟市役所 3階 地域創生課内
電話：0790-63-3066（直通） メール：chiikisosei-kk@city.shiso.lg.jp
- （2）応募用紙は、各学校が定める期限までに提出することとする。また、各学校から宍粟市発酵のまちづくり推進協議会事務局への提出期限は、9月4日（金）とする。

8 取扱い

- (1) 応募内容は、本事業の目的の範囲内において、宍粟市発酵のまちづくり推進協議会及び宍粟市が無償で使用できるものとする。
- (2) 応募作品は、必要に応じて編集のうえ公表する場合がある。
- (3) 応募についての個人情報は本事業の範囲内においてのみ使用する。
- (4) 応募用紙は返却しない。
- (5) 応募内容は、応募者本人が作成したもの又は正当な権利を有するものに限るものとする。
- (6) 第三者の著作権、商標権、その他の知的財産権を侵害するおそれがあると認められる場合は、応募の対象外とする。
- (7) 前項に関して紛争等が生じた場合は、応募者の責任において解決するものとし、宍粟市発酵のまちづくり推進協議会及び宍粟市は一切の責任を負わない。

9 公表

宍粟市発酵のまちづくり推進協議会と宍粟市学校給食センター等で構成する審査会において応募作品の審査を行い、下記のとおり公表する。また、公表の際には生徒や児童の学校名・学年・氏名（又はペンネーム）等も掲載することとする。

なお、公表の時期については決定後、学校を通じて対象生徒や児童に通知することとする。

- (1) 選定された発酵食レシピを学校給食の献立の一部として提供する。ただし、学校給食の献立として採用可能な料理の応募がない場合は、実施しない。また、レシピの一部にアレンジを加えることがある。
- (2) 選定された発酵食を市のホームページや広報誌及び宍粟市発酵のまちづくり推進協議会が運営する SNS 等で紹介する。
- (3) 応募用紙を市役所の市民ロビー等に展示する。ただし、展示方法や展示対象、展示時期については、応募総数により決定することとする。

10 その他

本要領に定めのない事項については、別途定める。

11 問い合わせ先

《宍粟市発酵のまちづくり推進協議会 事務局》

〒671-2593 宍粟市山崎町中広瀬 133-6 宍粟市役所 3階 地域創生課内

電話：0790-63-3066（直通）

ファックス：0790-63-3060（直通）

メール：chiikisosei-kk@city.shiso.lg.jp